



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 青田 重利
(コード番号 3431 東証第一部)
問合せ先 総務部長 安部 尚男
(TEL 03-5649-0111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第14回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」という。)に、下記のとおり単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更についての議案を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とし、平成29年10月1日をもってその効力が生じるものといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)するとともに、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を現在の276,778,000株から27,677,800株に変更することについての議案を本定時株主総会に付議いたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	69,194,543株
併合により減少する株式数	62,275,089株
併合後の発行済株式総数	6,919,454株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に併合の割合を乗じた理論値です。

④ 併合の影響

株式併合により発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産額は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、理論上は、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

（平成29年3月31日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	5,133名（100.0%）	69,194,543株（100.0%）
10株未満	72名（1.4%）	125株（0.0%）
10株以上	5,061名（98.6%）	69,194,418株（100.0%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合は、10株未満の株式のみをご所有の株主様72名（所有株式数125株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、添付資料「【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A」に記載の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

前記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するために現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。また、本変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日をもって、これを定款から削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。 （下線部は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>276,778,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,677,800株</u> とする。
第6条 (条文省略) (単元株式数)	第6条 (現行どおり) (単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。
第8条～第51条 (条文省略) (新設)	第8条～第51条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>第5条および第7条の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は、当該効力発生日をもって、これを削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本定款の一部変更および前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取り組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株式の所有株式数や議決権数はどうなるのでしょうか。

A 4.

(所有株式数について)

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付けで株式併合後の株式数に変更されます。

(議決権数について)

議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成29年10月1日予定）の前後で、株主様の所有株式数と議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3 個	300 株	3 個	なし
例②	1,505 株	1 個	150 株	1 個	0.5 株
例③	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例④	9 株	なし	なし	なし	0.9 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③、④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。また、効力発生前の所有株式が10株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社等にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様が所有する当社株式の資産価値に変動が生じることはありません。株式併合後においては、株主様が所有する当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として、株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社等または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式の買取請求や買増請求はできますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社等または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 9. 次のとおり予定しています。

平成 29 年 6 月 28 日 定時株主総会決議日

平成 29 年 9 月 27 日 100 株単位での売買開始日

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日

平成 29 年 10 月 下旬 株式割当通知の発送

平成 29 年 12 月 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

(注) 平成29年6月28日開催予定の第14回定時株主総会において、株主併合に係る議案が承認可決された場合の予定です。

Q10. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A10. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

電話番号 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9:00 ～ 17:00（土日祝日を除く）

以上